

「かがわ安心飲食店認証取得補助金」 Q & A

令和3年6月11日版

番号	分類	質問	回答
1	申請全般	「かがわ安心飲食店認証取得補助金」とは何か。	香川県内の飲食店又は喫茶店において、「かがわ安心飲食店認証」を取得した事業者が認証取得に要した新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みに対して、予算の範囲内で必要な経費を補助することにより、感染症の拡大防止及び認証制度の推進を図るものです。
2	申請全般	認証を申請したが、認証を得られなかった場合は、補助対象にならないのか。	「かがわ安心飲食店認証」の取得が交付の要件となっていますので、認証を得られなかった場合は、補助対象となりません。
3	申請全般	申請期間はいつからいつまでか。	令和3年6月14日（月）から令和4年1月31日（月）（消印有効）までとなります。
4	申請全般	申請書類はどこで入手できるのか。	<p>県のHPで公開するほか、香川県庁本館・東館受付や各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課で申請書類を配布しております。</p> <p>ただし、申請方法や制度の内容については、市役所・町役場ではお答えできませんので、必ず認証事務局コールセンターへお尋ねください。</p> <p><香川県庁、県民センター></p> <ul style="list-style-type: none"> 香川県庁 本館及び東館受付 高松市番町四丁目1-10 東讃県民センター さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎1階 0879-42-1370 中讃県民センター 普通寺市生野本町一丁目1番12号 仲多度合同庁舎1階 0877-62-9610 小豆県民センター 小豆郡土庄町洲崎甲2079-5 小豆合同庁舎北館2階 0879-62-2266 西讃県民センター 観音寺市坂本町七丁目3番18号 三豊合同庁舎1階西側 0875-25-5200 <p><県内市役所、役場の商工担当課></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市 産業振興課 087-839-2411 丸亀市 産業観光課 0877-24-8844 坂出市 産業課企業活力推進室 0877-44-5103 普通寺市 商工観光課 0877-63-6315 観音寺市 商工観光課 0875-23-3933 三豊市 産業政策課 0875-73-3012 さぬき市 商工観光課 087-894-1114 東かがわ市 地域創生課 0879-26-1276 土庄町 商工観光課 0879-62-7004 小豆島町 商工観光課 0879-82-7021 三木町 地域活性化課 087-891-3320 直島町 まちづくり観光課 087-892-2221 宇多津町 まちづくり課 0877-49-8009 綾川町 経済課 087-876-5282 琴平町 観光商工課 0877-75-6710 多度津町 産業課 0877-33-1113 まんのう町 地域振興課 0877-73-0122
5	申請全般	ホームページを見られない人に申請書類を郵送してくれるのか。	申請書類の郵送等は行っておりません。お手数ですが、上記の配布場所でお受け取り下さい。
6	申請全般	認証を申請中ですが、補助金の申請ができますか。	認証申請中でも補助金の申請は可能です。ただし、補助金は、認証取得が確認された後に、審査を経て支払われます。認証を取得できなかった場合には、補助対象となりません。
7	申請全般	認証の申請書と補助金の申請書を同封して送付してよいか。	差し支えありませんが、補助金は、認証取得が確認された後に、審査を経て支払われません。認証を取得できなかった場合には、補助対象となりません。また、認証の実地調査の結果を受けて、追加で必要となる経費が発生した場合でも、補助金の申請内容の変更（対象経費の追加等）は認められませんので、補助金の申請にあたっては十分にご留意ください。
8	申請全般	誰の名義で申請すればよいか。	認証を申請・取得した方の名義で申請してください。
9	申請全般	この申請では押印は必要となるか。	申請書への押印は不要ですが、誓約書については申請者の自筆での署名又は代表者印の押印が必要となります。
10	申請全般	申請書類はどのように提出すればよいか。	簡易書留等（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、認証事務局への持参による受付は行っていません。オンラインやメールによる受付も行っていません。
11	申請全般	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者の自己負担となるのか。	郵送料など申請に要する経費は、申請者の負担となります。
12	申請全般	窓口で申請書類の相談や受付を行っているのか。	申請書類の作成に当たり、御不明な点等がございましたら、認証事務局コールセンター（電話087-822-7111）までお問い合わせください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持参による申請書の受付は行いませんので、郵送でご提出ください。
13	申請全般	早く申請した方がよいですか。	予算の範囲内での補助となりますので、予算額に達した場合は申請期限を待たずに受付を終了する場合があります。

「かがわ安心飲食店認証取得補助金」 Q & A

令和3年6月11日版

番号	分類	質問	回答
14	補助対象者	どのような事業者が補助対象となるか。	次の要件をすべて満たす事業者となります。 (1) 香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店または喫茶店の営業を行う法人または個人事業主 (2) かがわ安心飲食店認証を取得した店舗を有し、当該店舗において、認証基準に基づいた感染防止の取組みを行っており、今後も営業を継続する意思を有すること
15	補助対象者	社団法人、財団法人、NPO 法人等も対象者ですか。	認証を取得し、対象となる事業を行っていれば対象です。政治団体・宗教法人は対象外です。
16	補助対象者	対象事業者ではない「法人税法別表第一に規定する公共法人」とはどのような事業者ですか。	主な公共法人は次のとおりです。 国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（資本金・出資額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類する者）、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本年金機構 等
17	補助対象者	中小企業庁の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や県の「香川県営業時間短縮協力金」、「香川県営業継続応援金」と併給することは可能か。	使途を限定しない補助金であるため、今回の補助金と併給することができます。
18	補助対象店舗	対象となる店舗について教えてほしい。	「かがわ安心飲食店認証」を取得した店舗は、原則として対象となります。ただし、当該店舗において、認証基準に基づいた感染防止の取組みを行っており、今後も営業を継続する意思を有していることが必要です。
19	補助対象店舗	県内で複数の飲食店舗を経営している場合、各店舗とも交付対象になるのか。	要件を満たす各店舗ごとに交付対象となります。
20	補助対象店舗	店舗ごとに申請するのか、まとめて申請すればいいのか。	対象となる店舗をまとめて申請してください。様式1-3については、店舗ごとに作成してください。
21	補助対象店舗	同一店舗で複数回の申請はできるか。	既にこの補助金の交付を受けている店舗は、既に交付を受けた金額にかかわらず、再度の申請はできません。同一店舗で複数の営業許可を持っている場合でも複数回の申請はできません。
22	補助対象店舗	大企業の店舗は対象店舗になるのか。	認証を取得していれば、経営規模は問いません。
23	補助対象店舗	同一店舗で昼と夜の営業形態・经营主体が別の場合、それぞれで申請可能ですか。	営業形態や经营主体が異なっても同一店舗・施設の場合は、一つの申請となります。
24	補助対象店舗	週に1日のみの営業だが、対象となるか。	対象となります。営業日数は問いません。
25	補助対象店舗	今後、廃業することが決まっているが、対象になるか。	今回の補助金は、対象店舗において営業を継続する意思を有していることが要件となっていますので対象となりません。
26	補助対象店舗	営業許可証を紛失してしまった場合、どうすればよいか。	営業許可証の再交付の手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。 香川県東讃保健福祉事務所 衛生課 電話 0879-29-8271 香川県中讃保健福祉事務所 衛生課 電話 0877-24-9964 香川県西讃保健福祉事務所 衛生課 電話 0875-25-4383 香川県小豆総合事務所 衛生課 電話 0879-62-1374 高松市保健所 生活衛生課 電話 087-839-2865
27	補助率・補助上限額	交付申請の上限額、下限額はどのようになっていますか。	1店舗あたり上限額15万円～25万円 延床面積100㎡未満：上限額15万円、100㎡以上～300㎡未満：上限額20万円、300㎡以上：上限額25万円 補助率：①基本的な感染防止対策に係る経費：10/10、②その他の感染防止対策に係る経費：3/4 下限額はありません。
28	補助率・補助上限額	延床面積が確認できる書類はどんなものか。	図面や、賃貸（売買）契約書、不動産登記簿謄本など。 書類中の不要な情報は、黒塗りで消していただいて問題ありません。
29	補助率・補助上限額	延床面積が確認できる書類を用意できない。	延床面積が確認できる書類の提出がない場合は、補助の上限額を15万円とさせていただきます。また、補助の申請額が15万円以内の場合は、補助額に影響しないため、提出不要です。

「かがわ安心飲食店認証取得補助金」 Q & A

令和3年6月11日版

番号	分類	質問	回答
30	補助対象経費	いつからいつまでの経費が対象ですか。	令和3年4月4日（感染拡大防止集中対策期）から令和4年1月31日までに納品・支払を行った事業が対象です。
31	補助対象経費	令和3年4月3日以前の経費はなぜ対象外なのか。	今回の補助金は、さらなる感染対策の徹底をお願いした令和3年4月4日の「感染拡大防止集中対策期」以降に実施したものを対象としていますので、ご理解ください。
32	補助対象経費	どのような経費が補助金の対象ですか。	かがわ安心飲食店認証の取得に要した新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みが対象となります。補助率が分かれており、①基本的な感染防止対策に係る経費として、アクリル板や消毒液などの経費は補助率10/10、②その他の感染防止対策に係る経費として、キャッシュレス決済端末、非接触型体温計などの経費は補助率3/4となっています。詳細は、交付要領3ページの5（1）補助対象経費をご覧ください。
33	補助対象経費	補助金の対象とならない経費はどのようなものか。	交付要領4ページの5（2）補助の対象とならない経費をご覧ください。
34	補助対象経費	昨年から継続して実施している感染対策の物品の更新に係る経費は、補助対象になるか。	補助対象期間内（令和3年4月4日～令和4年1月31日）に納品・支払いしたものであれば補助対象となります。
35	補助対象経費	インターネットで購入した備品は対象ですか。	対象です。WEB明細書など購入内容、数量、金額、支払日がわかる書類を添付してください。なお、クレジットカードによる支払は、上記に加え、補助対象期間内に法人、法人の代表者又は個人事業主の口座から引き落とされたことが確認できる書類（カード明細及び引き落としが確認できる通帳の写し）も必要となります。
36	補助対象経費	東京の本社がまとめて購入した備品を県内の支店へ支給して設置する場合、対象ですか。	県内の店舗で利用していること及び申請店舗・施設への支給分の内容、数量、金額、支払日が確認できれば、補助対象となります。
37	補助対象経費	令和3年4月3日以前に、見積や発注をしていた経費も対象となるか。	納品及び支払いが令和3年4月4日以降となっていれば、4月3日以前に見積や発注を行っていても対象となります。
38	補助対象経費	キャッシュレス決済について、対象とする決済ツールは指定がありますか。	非接触型キャッシュレス決済（QRコード決済、電子マネー決済等、機器や人との接触がない決済手段）であれば、特に指定はありません。
39	補助対象経費	キャッシュレス決済について、導入するシステムのメーカー（決済代行事業者）は指定がありますか。	メーカー指定はありません。
40	補助対象経費	これまでキャッシュレス決済を導入していましたが、追加して新たな決済ツールを増やした場合の整備費用は対象ですか。	対象となります。
41	補助対象経費	認証を受けたあとに、感染対策のために追加で購入した物品も対象となるか。	認証を維持するために、追加で購入した消耗品や機器の費用も対象となります。
42	補助対象経費	補助対象外の経費について、領収書等を分けて作成する必要があるか。	内訳（対象経費の内容、数量、金額、支払日）が確認できれば、分けて作成する必要はありません。その場合、対象経費に下線やマーカーを引くなどして明示してください。
43	補助対象経費	補助金を申請する時点で、消毒液などの消耗品は全て使い切っている必要があるか。	今後の感染対策に備える必要があるため、消耗品は使い切っている必要はありません。
44	補助対象経費	備品・機器のレンタル・リース料は補助対象なのか。	令和3年4月4日以降に納品（レンタル・リースが開始）されており、支払いが全て完了している場合は、備品・機器のレンタル・リース料も補助対象となります。ただし、契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間分のみ補助対象となります。
45	補助対象経費	設置費用や工事費用も対象になるか。	対象となる機器等の導入にあたって必要と認められる場合は対象となります。
46	補助対象経費	中古品は対象ですか。	対象です。ただし、生業かつ主要業務とする業者から購入するものに限りです。一般消費者やネットオークションからの購入は対象外です。
47	補助対象経費	送料は補助対象なのか。	補助対象となります。

「かがわ安心飲食店認証取得補助金」 Q & A

令和3年6月11日版

番号	分類	質問	回答
48	補助対象経費	備品・機器の利用に係る保守点検料、光熱水費、通信料は補助対象なのか。	リース費用を除き、ランニングコスト（維持に係る費用）は、補助対象外です。
49	補助対象経費	使用していた備品の修理代は対象ですか。	修理代は対象となりません。
50	補助対象経費	これまで使用していた備品の撤去・廃棄費用は対象ですか。	撤去・廃棄費用は対象となりません。
51	補助対象経費	補助対象経費に消費税は含まれますか。	補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。
52	補助対象経費	支払いについて、自社振出・他社振出により、小切手や手形による支払は認められるのか。	自社振出・他社振出にかかわらず、小切手や手形による支払は認められません。
53	補助対象経費	相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められるのか。	補助事業者から相手方への資金の移動が確認できないため、相殺による決済は認められません。
54	補助対象経費	決済通貨として、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められるのか。	決済は法定通貨で行ってください。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券利用分の金額は値引きとみなします。（電子マネーは可）
55	補助対象経費	既に支払いをしている経費で領収書等をなくした場合、何を添付するのか。	領収書などの必要な支出証拠書類（購入内容、数量、金額、支払日が分かる書類）を用意できない経費については、補助対象外経費となり、補助金を交付できません。再発行が可能である場合は、購入先に再発行を依頼してください。
56	補助対象経費	クレジットカードで支払った場合、支払の確認はいつの時点ですか。	クレジットカードによる支払は、カード利用日及び口座からの引き落とし日がいずれも補助対象期間内である必要があります。令和4年1月31日までに引き落としがされなかった場合は、対象外経費となりますので、十分ご注意ください。（分割払いにより、期間中にすべての支払が完了しない場合も対象外です。）
57	補助対象経費	クレジットカードで従業員が支払った場合は対象になりますか。	事業者名（法人名、法人の代表者名、個人事業主名、店舗名）がある領収書等が対象となりますので、対象外となります。また、引き落とし先の口座は、法人か、法人の代表者、個人事業主の口座である必要があります。
58	申請書類	申請に必要な書類は何か。	必要な書類は、以下のとおりです。 ①補助金交付申請兼実績報告書（様式1-1、1-2、1-3） ②補助対象経費の支出証拠書類（領収証の写し等） ③補助対象の機器・設備の設置状況を確認できる写真（消耗品は不要） ④誓約書（様式2） ⑤営業許可証の写し ⑥店舗の延床面積が確認できる書類の写し ⑦補助金の振込口座の通帳等の写し ⑧提出時チェックリスト（様式3）
59	申請書類	手元にある領収書では消費税額が確認できませんが、有効ですか。	消費税額が明記された領収書やレシートをご提出ください。なお、確認できない場合は、税込金額を1.1で除して、1円未満を切り捨てた金額で申請書類に記載してください。
60	申請書類	一度申請して10万円の補助を受けましたが、追加で対象物品を購入した場合、上限額の残りの金額を申請できますか。	1店舗あたり1回までの申請とさせていただきますので、追加の申請はできません。
61	申請書類	工事の場合、領収書に一式としか記載されておらず、内訳が分からない場合でも申請可能ですか。	工事内容が確認できる内訳書等を添付いただく必要があります。
62	申請書類	領収書等は原本が必要ですか。	原本は手元に保管していただき、写しをご提出ください。
63	申請書類	提出時チェックリストは提出する必要があるのか。	提出時チェックリストについてもご提出をお願いします。
64	申請書類	振込口座の通帳等の写しとは、具体的にどこの部分か。	通帳のオモテ面、通帳を開いた1、2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写しを提出してください。インターネットバンキングをご利用の場合には、上記の情報が分かるサイトページの写しを提出してください。
65	申請書の審査	書類の不備や不足があれば、ただちに不交付となるか。	補正が可能な書類については、認証事務局から補正の電話連絡を行います。申請した内容に補助対象外の経費が含まれている場合には、事前に連絡した上で、申請額から減額して交付決定を行います。

「かがわ安心飲食店認証取得補助金」 Q & A

令和3年6月11日版

番号	分類	質問	回答
66	申請書の審査	対象経費の確認のため、店舗での現地確認を行う場合はあるのか。	提出書類により審査を行います。疑義が生じた場合には、店舗での現地確認を行う場合があります。
67	交付決定	申請したあとに、交付（不交付）決定の通知があるのか。	補助金の交付を決定した場合は、申請者へ「交付決定兼確定通知書」を送付します。また、審査の結果、交付を行わない場合は、事前に連絡した上で、「不交付決定通知書」を不採択の理由を付して送付します。
68	交付決定	交付申請額の一部についてのみ採択される場合はあるのか。	交付決定は、補助対象外経費を除いた部分に対して行う場合があります。また、予算の都合により申請金額から減額する場合があります。
69	交付決定	「交付決定兼確定通知書」はどこに住所に郵送されるのか。	申請書の【申請者の情報】に記載されている住所へ郵送します。
70	補助金の支払い	補助金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できる限り速やかな交付決定、支払いに努めます。申請書類の審査後、不備等がないと確認できた申請から順次、交付決定を行い、お支払いしますので、申請件数が集中した場合などは申請からお支払いまでに、ある程度の日数がかかることをご了承ください。なお、申請書類の不足や不備がある場合は、その確認や書類のやり取りに時間を要することとなるため、提出書類を十分に確認のうえ申請してください。
71	補助金の支払い	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。なお、金融機関コード一覧に掲載していない銀行でも振込先にすることが可能です。
72	その他	補助金を返還しなければならない場合があるのか。	「交付要領10ページ10その他注意事項(1)交付決定の取消し及び返還」に記載の内容に該当する場合は、補助金の返還が生じる可能性があります。
73	その他	消耗品の受払簿とはなにか。	本補助金により取得した消耗品は、参考様式を参考に受払簿を作成いただき、その支払いを明確にしておく必要があります。また、他社に販売等はできません。販売等が判明した場合は補助金を返還していただく必要がありますので、十分に注意してください。なお、受払簿の提出の必要はありません。
74	その他	交付された補助金は、課税対象となるか。	課税対象になるとお聞きしています。詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。
75	その他	なぜ、申請の受付期間が令和4年1月31日までなのか。追加の募集はあるのか。	事務手続きの都合により、令和4年1月31日までとさせていただきます。なお、既定の予算額に達した場合は、期限を待たずに受付を終了する場合があります。来年度の補助制度の実施は現時点で未定です。